

## 要望書について（回答）

- 提出者：なだて村づくり協議会
- 受付日：令和4年6月14日
- 回答日：令和4年7月8日

### I. 道路に関する要望

#### 1. 穴沢から北面に掛けての道路を「避難道」として整備すること

【回答：建設課 Tel 22-8169】

当該路線は、山林内の道路であり幅員も狭く急勾配であるため、緊急時に避難道として利用することは危険と思われ、市として舗装や排水路の整備を行うことは困難です。

地元で補修を行っていただける場合は、建設課の市道等補修用原材料支給制度や、地域整備課の農業用施設補修用原材料支給がご利用いただけますのでご検討ください。

#### 2. 市道別所穴田線の穴田地内の舗装補修

【回答：建設課 Tel 22-8169】

舗装補修については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。当路線も今年度の補修予定箇所に組み入れ、除雪時期までに補修します。

#### 3. 市道谷2号線の谷地内の舗装補修

【回答：建設課 Tel 22-8169】

舗装修繕については、緊急性等を整理し予算状況を見ながら順次対応をしております。当路線も整備予定箇所に組み入れ、実施時期を検討します。

### II. 河川に関する要望

#### 1. 阿部川の土砂撤去及び河川内草刈り

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「繁茂状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。

今年度も引き続き県に要望します。

#### 2. 阿部川に掛かる木造橋の早期撤去

【回答：建設課 Tel 22-8169】

鳥取県中部総合事務所県土整備局が今年度撤去されました。

#### 3. 大倉川の堆積土砂の撤去について

【回答：建設課 Tel 22-8169】

昨年度も鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望し、「護岸の基礎が露出している状況であり現時点では掘削はできない状況です。引き続き、土砂堆積状況を見ながら、河川管理上必要があれば実施を検討します。」との回答でした。

今年度も引き続き県に要望します。

4. 大倉土地改良区谷第2揚水機前の大倉川擁壁の改修

【回答：建設課 Tel 22-8169】

大倉川の護岸改修については、河川管理者である鳥取県中部総合事務所県土整備局に要望します。

【回答：地域整備課 Tel 27-0516】

用水路の排水口、橋については、県河川の占有者である大倉土地改良区と協議し、修繕となる場合はその支援を検討します。